

※ 届出受理番号	
----------	--

喫煙可能室設置施設 届出書

令和 年 月 日

殿

届出者

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 — (電話 — —)
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名（法人にあっては、その名称）	
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	
	③住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒 — (電話 — —)
3 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

喫煙可能室設置施設届出の留意事項

1 喫煙可能室設置施設届出について

- (1) 喫煙可能室設置施設届出ができる施設
喫煙可能室を設置できるのは、以下の3点全てを満たす施設に限る
- 2020年4月1日時点で存在する飲食店
 - 客席部分の床面積が100㎡以下
 - 経営主体が会社の場合、資本金や出資総額が5,000万円以下であること
- (2) 届出様式
届出は所定の様式で行う（健康長寿とちぎWEBからダウンロード可能）
- (3) 届出先
施設の所在市町を所管する各広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所

2 届出以外の喫煙可能室設置施設の管理権原者の義務

喫煙可能室設置施設の管理権原者は、届出以外に以下の義務を遵守しなくてはならない

- 届出の根拠となる書類を備え保存する
 - (1) 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料
例：店舗等の図面 等
 - (2) （喫煙可能室設置施設が会社により営まれている場合）資本金の額又は出資の総額に係る資料
例：登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット 等
- 標識を設置する
 - (1) 施設の全部を喫煙可とする場合
主たる出入口の見やすい場所に以下の事項が記載された標識を設置する
 - ・喫煙可能な店舗であること
 - ・20歳未満の者の出入りが禁止されていること
 - (2) 施設の一部を喫煙可能室とする場合
 - ア 主たる出入口の見やすい場所に以下の事項が記載された標識を設置する
 - ・喫煙可能室が設置されていること
 - イ 喫煙可能室の出入口の見やすい場所に以下の事項が記載された標識を設置する
 - ・喫煙可能な店舗であること
 - ・20歳未満の者の出入りが禁止されていること
- 喫煙可能室内へ20歳未満の者を立ち入らせない
- 喫煙可能室設置施設に関して、ホームページや看板等で広告又は宣伝をする際、喫煙可能室設置である旨を明示する

3 届出に関すること

- 以下の届出事項に変更があったときは、遅滞なく「喫煙可能室設置施設 変更届出書※」を提出する
 - (1) 喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
 - (2) 管理権原者の氏名及び住所（法人の場合は管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
「喫煙可能室設置施設届出 変更届出書」は健康長寿とちぎWEBからダウンロード可能
- ※ 変更の事実を証明する書類の添付が必要
- 喫煙可能室の設置を終了したときは、遅滞なく「喫煙可能室設置施設 廃止届出書※」を提出すること